R SPEC Data System

e-parts™

国土交通省認定・後付け急発進抑制装置（65 才以上の方対象）

サポカー補助金 今がチャンス!! 2万円

後付け急発進等抑制装置
国土交通省
認定対象製品
国交省が定めた機能を有すると認定された製品です

後付け急発進防止装置、データシステム**「アクセル見守り隊」**は国土交通省の認定を受けており、サポカー補助金の対象となっています。**令和３年度に繰り越しとなっているサポカー補助金も、予算消化次第終了となります。今が補助金活用のチャンス !!**

ペダルの踏み間違いによる急発進を防止!!

アクセル見守り隊

急発進防止装置 SAG297

アクセル見守り隊 SAG297 は、停車中または徐行中（時速 10km/h 以下での前進・後退）に万が一アクセルとブレーキを踏み間違えてペダルを強く踏み込んでしまっても、アクセル信号を制御して不用意な急発進を抑制。クリープ状態でゆっくり走行している間にブレーキを踏んだり、車止めで停止するなどして暴走を未然に防ぎます。
※自動ブレーキシステムではありません。

幅広い車種に適合
本製品を取り付けるには車種別アクセルハーネス（別売）が必要です。
詳しくはホームページをご確認ください。

※電子スロットル車専用

アクセルとブレーキの同時踏みも監視※1

ウィンカー操作で一時的に機能OFF※2

※1:別途車種別ブレーキハーネスが必要です。 ※2:別途ウインカー連動キャンセルアダプターが必要です。

取付費用込み	作業所要時間
円~	分~

製品紹介ページ

最新適合情報

株式会社 データシステム https://www.datasystem.co.jp/

◎サポカー補助金とは

サポカー補助金は、高齢者の事故防止対策の一環として「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置」などの購入・取り付けを支援する制度です。

●補助金対象

令和３年度中（令和４年４月１日まで）に 65 歳以上となる方で対象装置を購入された方。
※令和２年度からの繰り越し予算額を申請総額が超過する場合には、申請締め切り前であっても募集を終了します。（予算残額が少なくなった段階で、次世代自動車振興センターホームページで見通しが公表されます）

●対象装置と補助額

「後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置（センサー無）」の場合上限２万円
※補助金申請できるのは、後付け装置を販売する「後付け装置取扱事業者」として認定を受けた方となります。

◎補助金申請～交付の流れ

1.～4. は取付け店舗様で対応していただく内容です。
5.～6. は後付け装置認定取扱事業者に対応していただく内容です。
7.～8. は補助金申請後から補助金入金までの流れとなります。

1. 取り付け店として認定を受ける	「後付け装置取扱事業者」として認定されている仕入れ先様（以下認定取扱事業者とします）と「同意書」を交わしていただくことで取り付け認定店としてご登録いただけます。まずは仕入れ先様にご相談ください。
2. 取り付けを行い、お客様から補助金を差し引いた代金を受領	領収証等に記載する金額は、取付け／販売総額から補助金相当額（２万円）が差し引かれていることがわかるようにして下さい。 ※製品を安全にご使用頂くための同意書をお客様と交わしてください。
3. 補助金の申請必要書類を揃える	①交付申請書兼実績報告書　②運転免許証のコピー（表 / 裏） ③自動車検査証のコピー　④領収証など代金支払い証明書類 ⑤後付け装置設置申込書兼誓約書　※詳細は下記
4. 補助金の申請必要書類を認定取扱事業者に送付	上記の書類をクリップでまとめて A4 サイズの封筒に入れ、認定取扱事業者宛にお送りください。
5. 認定取扱事業者による補助金申請書類作成	書類の記載事項の確認～申請書類作成までは認定取扱事業者にて行います。
6. 認定取扱事業者から次世代自動車振興センターに申請書類を郵送	申請書類一式確認の上、認定取扱事業者から次世代自動車振興センターに郵送にて申請。
7. 申請内容審査、補助金交付決定	申請内容に問題ないかどうか審査されます。万が一書類や記載内容に何らかの不備があった場合は、通知されますので、修正など対応をお願いします。
8. 認定取扱事業者に補助金振り込み→取り付け店に補助金振り込み	申請が承認されると、認定取扱事業者に補助金が交付され、その後取付け店舗様へ振り込み入金されます。

◎補助金申請に必要な書類

①交付申請書兼実績報告書
運転免許証、自動車検査証を元に、必須項目をもれなく記載。申請書類は次世代自動車振興センターホームページからダウンロードいただくか、取扱事業者となっている仕入れ先様にご相談ください。

②運転免許証のコピー（表 / 裏）
運転免許証の表と裏をＡ４用紙１枚にコピーします。生年月日を見て、補助金交付対象年齢であることを確認してください。

③自動車検査証のコピー
自動車検査証のコピーをＡ４用紙１枚にコピーします。運転免許証の氏名と使用者の氏名が同じことを確認してください。

④領収証など代金支払いが完了したことを称する書類
購入者が使用者以外の家族だとしても、領収証などの宛名は使用者本人を記載してください。

⑤後付け装置設置申込書兼誓約書
お客様に記入、署名捺印いただく書類です。販売取り付け店様は確認のチェックを入れていただきます。申請書類は次世代自動車振興センターホームページからダウンロードいただくか、認定取扱事業者にご相談ください。

⑥国土交通省認定装置を証する書類
「アクセル見守り隊」が国土交通省から認定を受けた製品であることを証する認定通知書を貼付する必要があります。認定通知書は認定取扱事業者にご相談いただくか、㈱データシステムのホームページからダウンロードしてください。

◎認定取扱事業者

▼次世代自動車振興センター